ホットな消費者見守りニュース

108号

その警告画面、偽物です！

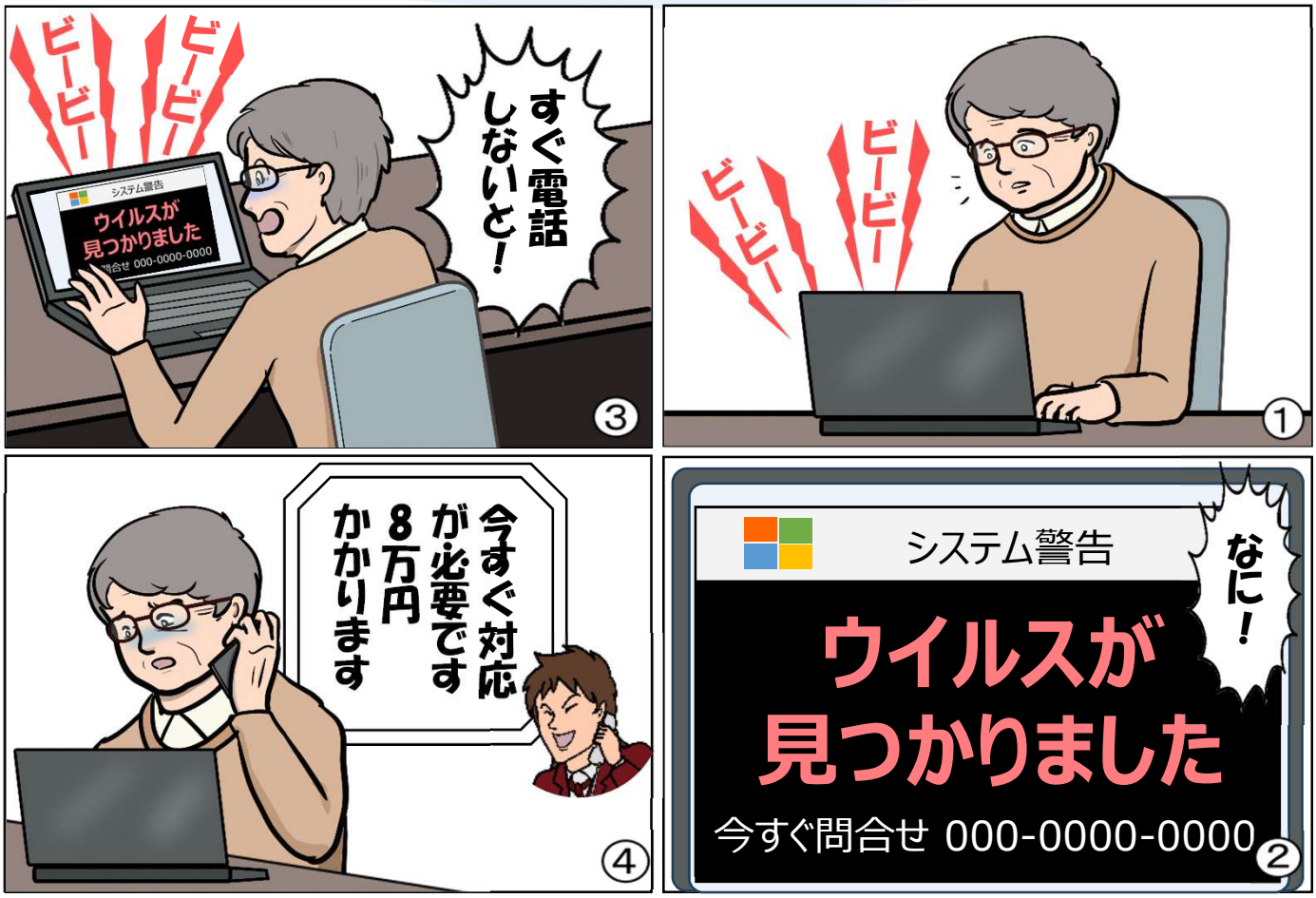

アドバイス

■インターネット利用中に警告画面が表示され、記載された連絡先に電話すると、高額な契約を迫られたという相談が寄せられています。

■**偽の警告画面は閉じる**
警告画面が表示されても「偽物」と疑い、画面を閉じましょう。

■**絶対に電話しない**
偽の警告画面に記載された電話番号には、絶対に電話しないでください。
電話をかけなければ被害は発生しません。

相談窓口

買物や契約などのお困りごとや心配なことは
消費者ホットラインへご相談ください。
(最寄りの消費生活相談窓口等につながります)

局番なし **い1 や8 や8**

和歌山市消費生活センター　073-435-1188

2026年 3月